



2023年10月3日

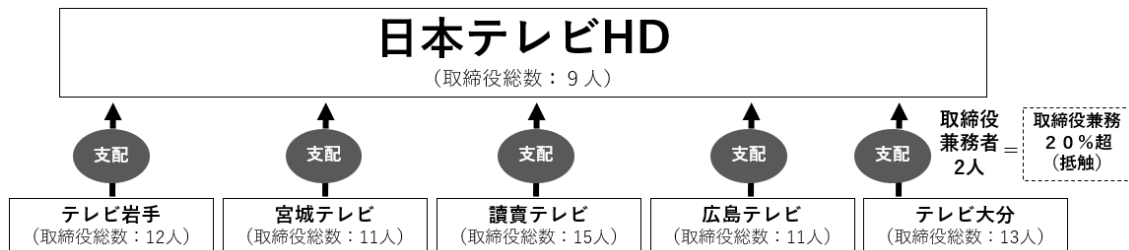
各位

会社名 日本テレビホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長執行役員 杉山 美邦
(コード番号 9404 東証プライム)
問合せ先 総務・人事管理局総合広報部 中村 光宏
(TEL 03-6215-4111)

「マスメディア集中排除原則」抵触の解消について

日本テレビホールディングス（以下、「日本テレビHD」）と系列局の5社（テレビ岩手、宮城テレビ、讀賣テレビ、広島テレビ、テレビ大分）との間で、放送局の「支配」を原則として禁じる「マスメディア集中排除原則（以下、「マス排」）」に抵触していると、9月22日に総務省から連絡がありました。取締役兼務の上限数の規定に抵触していたもので、日本テレビHDと5社は10月3日、是正措置として系列局5社において、対象となる取締役2人のうち1人が辞任しました。なお、日本テレビHDでは辞任した取締役はおりません。以上につき、総務省と各局所管の総合通信局に報告しました。

<事案概要>



日本テレビHDは2021年6月29日の株主総会で取締役総数を12人から9人に変更し、現在に至っていました。5社は、この時点から（テレビ大分は2022年6月29日の日本テレビHD株主総会から）日本テレビHD取締役9人のうち2人が取締役を兼務してきました。これを5社側からみると、5社はそれぞれ取締役2人が日本テレビHD取締役を兼務していることになり、その比率は「九分の二」となります。「マス排」は、取締役兼務比率が「五分の一」を超えることを「支配」と定義し、地上テレビ放送事業者が他の地上テレビ放送事業者を「支配」することを原則として禁じています。今回の場合は、日本テレビHDが、それぞれの社から「支配」されている状態になっており、日本テレビHDと5社の関係はこの規定（取締役の兼任は五分の一を超えてならないという規定）に抵触していました。

<日本テレビホールディングスのコメント>

マスメディア集中排除原則の目的をしっかりと再認識し、ネットワーク全体で再発防止に努めます。

<今後の見通し>

本件につき現時点で業績に影響があるとは考えておりません。

(注)

マスメディア集中排除原則は、放送法と総務省令『基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令』に規定されています。認定放送持株会社に関する特例は9条1号から5号において規定されています。認定放送持株会社と認定放送持株会社の子会社ではない基幹放送事業者の関係は、9条4号で以下の通り規定しています。

基幹放送の業務を行う者（当該認定放送持株会社の子会社を除く。）の特定役員で当該認定放送持株会社の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該認定放送持株会社の特定役員の総数に占める割合が**五分の一を超えない**こと。

*特定役員＝放送法第2条31号、及び平成27年総務省令第26号が定める、「当該法人又は団体の業務の執行に対し相当程度の影響力を有する業務執行役員及び業務執行決定役員」

以 上